

求人及び求職の申込みをされる皆様へ

株式会社クリスタライズは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号 40-ユ-300667）です。以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

【取扱職種・地域の範囲について】

取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、日本国内に限りサービスを提供します。

【求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いについて】

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下の通りです。なお、求職者等の個人情報の収集は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供すること等を目的として行います。

1. 個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 大村正芳 とする。
2. 職業紹介責任者は、当事業所における職業紹介事業に係るもの全てに対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 大村正芳 とする。

【苦情処理について】

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者 大村正芳 です。

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者が誠意をもって、適切かつ迅速に処理いたします。

【手数料について】

求職者が負担する手数料は一切ありません。職業紹介が成約した場合、求人者に当該求職者の年間賃金の50%以内の紹介手数料を申し受けます。尚、求人者から徴収する手数料は裏面に記載する手数料表のとおりです。

【返戻金制度について】

当社におきましては、紹介就職者が早期退職した場合は、求人者に対し紹介手数料の返戻金制度があります。

返戻金制度の内容は以下の通りです。

紹介就職者の入社日から1ヶ月以内の退職の場合、紹介手数料の75%に相当する金額

入社日から1ヶ月を超え2ヶ月以内の退職の場合、紹介手数料の50%に相当する金額

入社日から2ヶ月を超え3ヶ月以内の退職の場合、紹介手数料の10%に相当する金額

入社日から3ヶ月を超える退職の場合、紹介手数料の返還は行わない

※ただし返戻金制度は人材紹介基本契約書により別途定める場合があります。

その他、ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職掌紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u>
＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 40－ユ－300667

事業所の名称及び所在地 株式会社クリスタライズ

福岡市中央区赤坂 1－11－20 8bit 赤坂 2 階